

# 住まいの省エネルギー改修推進事業補助金について

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅ストックの省エネルギー化を推進するため助成を行います。

## 1. 募集戸数

1戸（募集戸数に達した時点または令和8年11月末日時点で締め切り）  
※令和9年度に実施を希望する場合は、令和8年9月末日までに事前相談

## 2. 対象となる住宅

市内に存する一戸建て住宅

## 3. 補助対象事業及び補助額（一部抜粋）

令和9年2月末日までに事業が完了するもの

| 対象事業            | 経費  | 補助額  |
|-----------------|---|--|
| 省エネ診断           | 1 既存住宅の調査費<br>2 既存住宅に係る第三者機関による評価に要する経費   | 補助率：2/3<br>補助上限額：15万円/戸  |
| 省エネ設計等<br>省エネ改修 | 1 省エネ改修を行うための調査費<br>2 設計費<br>3 計画策定費<br>4 省エネ改修の内容に係る第三者機関による評価に要する経費<br>5 工事費(改修後の住宅がZEH水準となる省エネ改修と併せて実施する構造補強工事に要する費用を含む) | 【省エネ基準に適合する場合】<br>補助率：4/10<br>補助上限額：30万円/戸<br><br>【ZEH水準に適合する場合】<br>補助率：8/10<br>補助上限額：70万円/戸 |

注) 同一住宅に対する補助金の交付は、上記の区分ごとに1回限り

## 4. 省エネ基準及びZEH水準

### (1) 省エネ基準

断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4を満たすこと。ただし、部分改修においては、改修する部分が仕様基準を満たすこと。

### (2) ZEH水準

断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすこと。ただし、部分改修においては、改修する部分がZEH仕様基準を満たすこと。

【市ホームページ】



問い合わせ先 一関市建設部 都市整備課 建築指導係  
☎0191-21-8543（係直通）